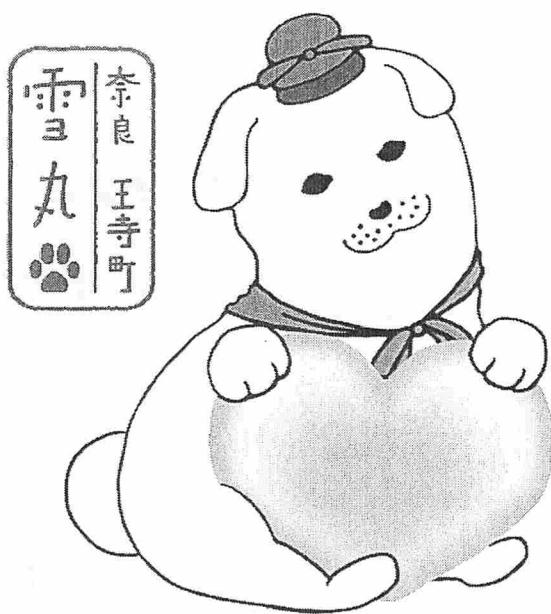


差別をなくす町民集会

～“人権”「ひとごと」から「わがごと」へ～



＜記念講演＞

演題 あなたと私の笑顔のために

講師 遠洋子さん

日時 2014年7月9日(水) 午後1時30分

場所 王寺町やわらぎ会館 4Fイベントホール

王寺町
王寺町人権教育推進協議会

一次 第一

13:30 開会

主催者あいさつ

王寺町長 平井 康之

関係機関団体代表あいさつ

王寺町議會議長 松岡 成行

13:45 講演

「あなたと私の笑顔のために」

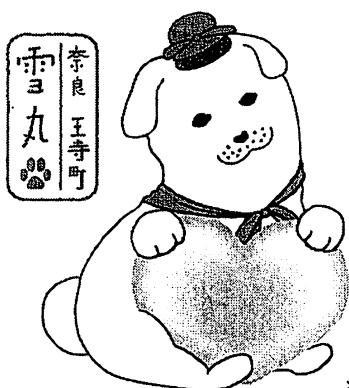
講師 はるか ようこ
遙 洋子さん

15:00 閉会

閉会あいさつ

王寺町人権教育推進協議会

会長 川辺 省二



講 師 はるか ようこ
遙 洋子さん

演 題 あなたと私の笑顔のために

プロフィール



大阪府出身。1986年、読売テレビ『ときめきタイムリー』で上岡龍太郎氏と共に司会を務め、タレント活動を開始する。関西を中心にテレビ・ラジオ・舞台で活躍する。そのかたわら、1997年から3年間、東京大学・上野千鶴子教授のもとでフェミニズム社会学を学び『東大で上野千鶴子にケンカを学ぶ』を著し、本格的な著作活動を開始する。また自らの父親の介護経験から、著書『介護と恋愛』で、キャリアウーマンが抱える現実を浮き彫りにし、高齢者介護への新たな視点も築く。現在、『たかじん胸いっぱい』(関西テレビ)に出演中。

主な著書

<筑摩書房>『東大で上野千鶴子にケンカを学ぶ』2000年(文庫化)
『美女の不幸』2004年 『介護と恋愛』2002年(文庫化) 『主婦たちのオーレ!』2008年 『死にゆく者の礼儀』2010年
<講談社>『結婚しません。』2000年(文庫化) 『ハイブリッド・ウーマン』2003年(文庫化)
<朝日新聞社>『働く女は敵ばかり』2001年(文庫化) 『働く女は腕次第』2006年 『気難しい女性との上手な接し方』2010年 など多数

出演番組

<テレビ>
NHK「日本のこれから」「スタジオパークからこんにちは」「おしゃれ工房」
TBS「ちょっと言わせて」「ウォッチ」
ABC「ナイトINナイト」
ANB「朝まで生テレビ！」
YTV「週刊トラトラタイガース」「ときめきタイムリー」「11PM」
<ラジオ>
J-WAVE「J AM THE WORLD」 その他多数

差別をなくす町民集会 知事メッセージ

「差別をなくす町民集会」が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から、あらゆる差別をなくす取り組みへのご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、7月を「差別をなくす強調月間」とする本県の取り組みも、今年で41年目を迎えました。この間、国連を中心として人権確立の気運が国際社会全体に高まりを見せる中、国内においても、「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定や人権に関する法的整備などが進められてきました。

しかしながら、いまだに人権を無視した事件・事象が報じられない日はありません。ヘイトスピーチや戸籍等の個人情報の不正取得をはじめ、インターネット等による人権侵害、女性や子ども、高齢者、障害者などの社会的弱者への暴力や虐待、そして学校等におけるいじめも数多く発生している厳しい現実があります。

県におきましては、すべての人びとが個性や能力を十分に發揮でき、相互の信頼を基にした活動が活発に行われ、共に助け合い、支えあう暮らしが営まれるといった、県民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりをめざしております。

そして、その実現に向けて、「奈良県人権施策に関する基本計画」に基づき、国、市町村、関係団体、並びにNPO等との連携・協働を図りながら、人権尊重の精神が当たり前の価値として根付く「豊かな人権文化の創造」をめざし、人権施策の推進に取り組んでいるところです。

皆様方におかれましても、改めて人権を自らの問題として捉え直し、さまざまな人権問題について理解を深めていただき、住みよい豊かな社会づくりのため、より一層のご協力をお願いいたします。

おわりに、本日の集会が所期の目的を達成され、多くの成果を上げられますよう祈念申し上げ、挨拶といたします。

平成26年7月9日

奈良県知事 荒井正吾

人の世に 熱あれ 人間に 光あれ

7月の「差別をなくす強調月間」にあたり、日頃より各地域や職場等であらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現にむけて取り組まれていることに、心より敬意を表します。

長きにわたるさまざまの人権啓発・教育の取り組みにより、人権を尊重する住民意識や社会的機運が高められてきました。しかし、行政をはじめ多くの人々の努力にもかかわらず、ヘイトスピーチが社会問題化し、住民票や戸籍謄本等の不正取得事件をはじめ、新たに土地差別調査事件が明らかになるなど、悪質で陰湿な人権侵害や差別事象が後を絶ちません。雇用や生活への不安、貧困と格差が一層進行している社会情勢の中、不満のはけ口が不当な差別や人権侵害として表面化している状況もあります。

私たちは、この現実をしっかりと受け止めながら、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、ともに助け合い、支え合える地域社会の再生とやさしさとぬぐもりのある人権のまちづくりにむけて、取り組みを進めていかなければなりません。

すべての人権が確立された社会の実現に向けて、課題は山積していますが、皆様方と共にひとつにしながら、ともに奮闘していくことをお誓い申し上げ、メッセージといたします。

2014年7月

部落解放同盟奈良県連合会

執行委員長 川口 正志
かわぐち しょうし

王寺町部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有及び法の下の平等を保障している日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための町及び町民の責務並びに町の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり、必要な施策を推進するとともに、町民の人権意識の高揚を図るものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により町が実施する施策に協力するとともに、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしないよう努めるものとする。

(町の施策の推進)

第4条 町は、部落差別等あらゆる差別をなくすため、社会福祉の充実、産業の振興、教育文化の向上等必要な施策を計画的に推進するものとする。

(啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の取組みとその充実に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1994年（平成6年）12月22日

奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実現に努めるものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1997年（平成9年）3月27日公布